

## 柔道整復師の施術を受けられる方へ

### ■国民健康保険の対象となる施術について

整骨院や接骨院で柔道整復師が行う施術については、日常生活の中での打撲、ねんざ、挫傷（肉ばなれ等）、骨折・脱臼の応急手当（応急手当後の施術は医師の同意が必要）など、原因がはっきりとしている外傷性のケガに対する施術に限定されています。

次のような場合は、国民健康保険の対象となりませんのでご注意ください。

- ・単なる肩こりや、肉体疲労の回復
- ・脳疾患後遺症等の慢性病
- ・神経痛・リウマチ・関節炎などによる凝りや痛み
- ・交通事故が原因の場合
- ・業務上の負傷（労災に該当する場合）

### ■柔道整復師の施術を受けるときの注意点

- 負傷原因を正しく伝えましょう。
- 病院との重複受診をしないようにしましょう。（定期的な医師の検査や、継続し

て施術が必要かどうかの確認のための受診を除く。）  
○領収書を必ず受け取りましょう。

○「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、署名しましょう。

### ■医療費の適正化にご協力ください

医療費はみなさまの保険料や自己負担でまかなわれています。一人ひとりが国民健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。

納めていただいた保険料を適正に使用するために、施術内容等を確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。

### ■問い合わせ先

市民課 ☎(40)5556



## 街頭防犯カメラ設置補助事業のお知らせ

犯罪の起きにくいまちづくりと地域防犯力の向上を目的に、自治会・商店街等の地域団体及び商業施設等が新設する防犯カメラに対し、補助金を交付します。

### ■補助対象団体等

- ①下野市内の自治会、商店街、地域防犯団体等の一定地域の住民により構成されている団体（地域団体）
- ②下野市内の小売店、金融機関、事業所、ホテル、旅館、駅、駐車場等の経営者（商業施設等）

※補助対象となる防犯カメラは屋外に設置するもののみ。  
※地域の防犯のために設置する防犯カメラが補助対象となるため、地域の防犯に協力いただける団体が対象。

### ■補助対象経費

- ①防犯カメラ設置に係る防犯カメラ購入費
- ②工事費
- ③「防犯カメラ作動中」等の看板作製費

※保守、修理、電気料金等の維持管理費は含みません。

### ■補助金の額

街頭防犯カメラの購入・設置等に要した費用の2分の1（上限30万円、1,000円未満の端数は切り捨て）

### ■申請方法

補助対象となる防犯カメラを購入する前に、申請書（生活安全課窓口、市ホームページからもダウンロードできます。）に

- ①防犯カメラの設置が団体の総意であることを明らかにする書類
- ②防犯カメラの管理責任者及び取扱者を定めた書類
- ③プライバシー保護誓約書
- ④防犯カメラの購入等に要する費用の見積明細書
- ⑤設置する防犯カメラの仕様を明らかにするカタログ類
- ⑥防犯カメラの撮影対象区域を明らかにした写真
- ⑦防犯カメラを設置する場所を表示した見取り図
- ⑧防犯カメラ設置場所所有者の許可書を添えて、生活安全課窓口申請してください。（機器購入前に申請をしてください。）

### ■審査

申請内容に基づき審査をさせていただきます。（審査結果により、不交付となる場合もありますので、ご了承ください。）

お問い合わせください。  
その他、詳細は、お気軽にお問い合わせください。  
■申し込み・問い合わせ先  
〒329-1049  
下野市小金井1127  
(国分寺庁舎)  
生活安全課  
☎(40)5555

### お詫びと訂正

広報10月号10ページに誤りがありました。  
お詫びして訂正いたします。

普通財産(市有地)公売物件一覧表において「No.7(下古山三丁目12-25)」と「No.8(花の木三丁目83-13、花の木三丁目677-11)」が「一括公売」と表示されていましたが、一括公売はNo.8のみとなります。